住宅建築にかかる補助制度について

中野地区

令和２年４月１日より、中野地区地区計画区域内の戸建て住宅や共同住宅の建築を促進するため、住宅供給を目的に計画区域内の土地を売却した方、共同住宅を建築した方に対して補助金を交付します。

 住宅建築のための土地

 賃貸共同住宅の建築に対する補助



中野地区地区計画区域（赤線枠内）

**■補助対象者**

左記の計画区域内に賃貸共同住宅を建築し、その所有者になる者

**■補助条件**

・R7.3.31までに建築確認を受けていること

・R8.3.31までに建物が完成していること

・所有者の関係者以外も入居可能な住宅であること

（社宅、自己や自己の親族のみが入居される住宅は該当しません。）

　・市税等を滞納していないこと

　・建築する賃貸共同住宅の入居者と当該賃貸共同住宅が存する関係自治会及び周辺住民との良好な関係の保持に努めること

**■補助金額**

当該建築物の固定資産税及び都市計画税相当額

（新築軽減が適用された場合は軽減後の税額）

（交付期間は、課税される年から5年間です。）

お問い合わせ先

|  |
| --- |
| 加西市産業部産業課〒675-2395　加西市北条町横尾1000番地TEL：0790-42-8740／FAX：0790-43-1802Mail：sangyo@city.kasai.lg.jp |